

令和7年度税制改正に関する要望

—わが国経済の好循環の定着に資する税体系の構築に向けて—

2024年9月

一般社団法人全国銀行協会

目 次

1. 日本の再成長に向けたパラダイムシフトの後押し	- 3 -
<「資産運用立国」の実現>	- 4 -
(1) 確定拠出年金税制の拡充等：重点要望項目	- 4 -
(2) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大	- 7 -
(3) 家計の資産形成を支援する各種税制措置	- 8 -
<スタートアップの資金調達等に資する税制措置>	- 9 -
(4) スタートアップによる資金調達等の円滑化	- 9 -
<GXを通じたカーボンニュートラルの実現>	- 11 -
(5) ESG 債投資等への優遇税制の創設	- 11 -
(6) インフラ資産への民間資金導入促進に資する税制の見直し	- 12 -
(7) 再エネ発電設備の導入促進に資する税制優遇措置の導入	- 13 -
<中小企業等の事業承継・成長支援>	- 14 -
(8) 事業承継税制の拡充等	- 14 -
<世代間の資産移転を通じた若年層の結婚・子育て支援>	- 16 -
(9) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長等	- 16 -
<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進>	- 17 -
(10) PFI 法にもとづき実施される公共施設等の整備等の円滑化	- 17 -
2. 安心・安全かつ利便性の高い未来志向の金融インフラの追求	- 18 -
<DXの推進による納税実務の効率化>	- 19 -
(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進	- 19 -
(2) デジタルを活用した税務手続きの効率化等	- 20 -
(3) 国税・地方税等の差押え手続きの効率化	- 21 -
<マイナンバーの利活用等を通じた各種手続きの利便性向上>	- 22 -
(4) マイナンバーの利用による口座開設手続き等の効率化	- 22 -
(5) NISA 制度の利便性の向上等	- 23 -
<納税環境整備>	- 25 -
(6) 納税環境整備に資する所要の措置	- 25 -
3. グローバルに通用する健全かつ強靱な金融システムの整備	- 26 -
<海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング確保>	- 27 -
(1) テリトリアル課税の導入	- 27 -
<OECDの「BEPS 行動計画」最終報告書を受けた国内法制化等>	- 29 -

(2) BEPS 防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等.....	- 29 -
(3) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化.....	- 32 -
(4) 過大支払利子税制の適用対象の明確化.....	- 34 -
<グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上>	- 35 -
(5) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充.....	- 35 -
(6) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底.....	- 36 -
(7) クロスボーダー投資の活性化等に資する租税条約に係る所要の見直し..	- 38 -
(8) 租税条約の適用要件の明確化等.....	- 41 -
(9) 米国の FATCA への対応等に係る実務負担の緩和.....	- 42 -
<金融取引活性化に向けた障壁の撤廃>	- 44 -
(10) 投資法人の導管性要件の緩和等.....	- 44 -
(11) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する所要の措置.....	- 45 -
<金融機関の健全性確保および破綻処理の迅速化・多様化>	- 47 -
(12) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充.....	- 47 -
(13) 銀行等の破綻処理の迅速化・多様化に資する税制措置.....	- 48 -
<社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化>	- 49 -
(14) 組織再編税制の拡充等.....	- 49 -
(15) 受取配当等の益金不算入制度の見直し.....	- 50 -

1. 日本の再成長に向けたパラダイムシフトの後押し

わが国経済は、物価上昇に対する企業の価格転嫁が進展するとともに、好調な企業収益や労働需給の引き締まりを背景とした賃上げの動きも明確になっており、デフレによる「失われた30年」からの脱却に向けた好循環の芽が広がりを見せてきている。今後、わが国の再成長や、より豊かな国民生活を実現していくためには、こうした足元で着実に進んでいるパラダイムシフトや好循環の連鎖を強め、後押ししていく施策が不可欠となっており、そうした取組みが「成長と分配の好循環」の実現にも繋がるものと考えられる。

これまで、政府は、2022年11月に「資産所得倍増プラン」を公表し、2023年12月には「資産運用立国実現プラン」を策定するほか、企業のコーポレートガバナンス改革を進めるなど、「資産運用立国」の実現に向けた累次の政策を打ち出してきた。これらの取組みは、持続的な企業価値向上の恩恵を家計に還元することで、さらなる投資や消費に繋げ、ひいては家計の資産所得の増加を図るものであり、わが国の経済・社会のさらなる発展に向けては、家計金融資産の過半を占める1,100兆円超の現預金を一段と有効に活用するための環境整備が重要となる。

本年1月からは、非課税期間の恒久化を含め、大幅な制度拡充がなされた新たなNISA制度が開始しているが、人生100年時代を見据え、老後に向けた自助努力による資産形成を支援する観点からは、税制メリットを受けながら、少額からの積立・分散投資により、投資の第一歩を踏み出せるよう、iDeCoの拠出限度額の引上げや制度の簡素化等の見直しを行うことも不可欠と考えられる。

また、「資産運用立国」のテーマの一つであるスタートアップ支援について、わが国の社会課題を解決し、成長のエンジンを強化していく観点から、エンジェル税制の拡充や上場ベンチャー投資法人等への資金供給等の活性化に資する税制措置等が講じられることが望ましい。

さらに、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、「少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現」するとの目標達成に向けて、個人投資家のほか、ESGに資する取組みを推進している企業等によるESG債への投資を促す優遇税制を創設することや、再生可能エネルギー発電設備への民間資金の導入促進に資する税制措置の拡充も求められる。

このほか、人口減少が進む中で、日本経済を持続的に成長させるためには、地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る必要がある。地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅企業の投資等を力強く支援し、また、中堅企業に成長しようとする中小企業に対して予見性のある継続的な支援制度を整備するため、円滑な事業承継等を通じた成長・事業再編を後押しする税制措置等が講じられるべきである。

<「資産運用立国」の実現>

(1) 確定拠出年金税制の拡充等：重点要望項目

- ① 確定拠出年金について、拠出限度額の撤廃または引上げを行うこと。
- ② 加入者の属性により異なる拠出限度額について、簡素化を行うこと。
 - a. 加入者の属性により異なる拠出限度額を統一すること。
 - b. 個人型確定拠出年金（iDeCo）について、「別枠管理」を導入（企業型確定拠出年金（企業型DC）・確定給付企業年金（DB）等との「合算管理」を廃止）すること。
 - c. 「別枠管理」の導入が難しい場合、「穴埋め型」を導入（加入者間で共通の非課税拠出枠を設定し、企業型DC・DB等の事業主掛金を控除した残余枠への拠出を認容）すること。
- ③ 退職準備世代に対し、追加拠出（キャッチアップ拠出）枠を設定すること。
- ④ 企業型DCのマッチング拠出制度における従業員拠出額に係る要件を緩和（事業主拠出額を上限とする制限を撤廃）すること。
- ⑤ 確定拠出年金制度のさらなる普及に向けて、各種要件を緩和すること。
 - a. 企業型DCに係る脱退一時金の支給要件を緩和すること。
 - b. 第3号被保険者が加入するiDeCoについて、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること。
 - c. 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和すること。
- ⑥ 確定拠出年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。
- ⑦ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）について、事業主要件をさらに緩和すること。

わが国の公的年金と私的年金はいずれも、高齢期における国民生活の安定を図ることが目的とされている。

公的年金については、概ね100年先までを見通し、年金財政の健全性を検証する財政検証の結果が本年7月に公表されており、いずれの想定ケースにおいても、将来の所得代替率（現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率）は政府が目安とする50%を確保することが可能と見込まれている。

しかしながら、社会・経済の先行きは不確実性が高いほか、人生100年時代の長生きリスクも踏まえると、「資産寿命」を延ばし、国民がより豊かな老後生活を実現するうえで、自助努力による所得確保を後押しする私的年金、とりわけ確定拠出年金制度が果たす役割の重要性は高まっている。

そのため、今後の年金制度改革の議論に当たっては、確定拠出年金制度の拡充等を含めて、税制面についても幅広く検討が行われることが期待される。

例えば、確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象範囲の拡大等が進められてきたが、個々のライフプラン等に応じて十分な資金を老後に備えて積み立てることができるよう、拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げが行われるべきである。

また、現在は加入者の属性によりiDeCoの拠出限度額が異なっていることから、拠出限度額を引き上げる方向で統一することを要望するほか、特に第2号被保険者にとって自らの拠出可能額が分かりにくい仕組みとなっていることが制度普及を妨げているとみられることから、拠出限度額の枠組みを簡素化することが望ましい。

具体的には、iDeCoの拠出限度額について、各月の企業型確定拠出年金（企業型DC）の事業主掛金額や確定給付企業年金（DB）等の他制度掛金相当額との「合算管理」を廃止し、iDeCo単独で拠出限度額を設定する「別枠管理」を導入すべきである。この点、「別枠管理」の導入が難しい場合には、加入者間で共通の非課税拠出枠を設定し、企業型DC・DB等の事業主掛金を控除した残余枠への拠出を認める「穴埋め型」を導入することも考えられる。

さらに、退職準備世代など一定年齢（例えば50歳）以上の加入者を対象として追加的な拠出（キャッチアップ拠出）が可能な枠を設定し、若年期などにおける拠出額が少額に留まっている場合でも、退職後に向けて十分な資産形成ができるよう後押しすることも望まれる。

このほか、企業型DCのマッチング拠出制度における従業員拠出額については、事業主拠出額が上限とされているが、自助努力による老後に向けた資産形成を後押しする観点から、当該上限を撤廃すべきである。

また、確定拠出年金制度のさらなる普及を促す観点からは、各種要件を緩和することで制度の利便性を向上させることも重要である。

具体的には、(a)企業型DCに係る脱退一時金の支給要件を緩和する（追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の創設等を行う）こと、(b)第3号被保険者が加入する個人型確定拠出年金（iDeCo）について、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること、(c)退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和する（加入者単位での確定拠出年金への移管を認める、「一括移換」や「分割移換」の年数を拡大する）こと、についても併せて検討されるべきである。

加えて、本邦の確定拠出年金制度等は、欧米における同種の年金制度と異なり、運用時に課税（特別法人税）することとされており、現在は2026年3月末まで課税が停止されている状況であるが、実際に課税がなされれば、企業の掛金負担の増加や給付額の減少に繋がりがねない。こうした負担の可能性は制度普及を阻害する要因にもなり得ることから、特別法人税を撤廃すべきである。

また、事業主が、従業員が加入するiDeCoに対して掛金を上乗せ拠出できる、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）については、関係者のシステム対応や実務上のフイージビリティを考慮したうえで、従業員数の要件（300人以下）を緩和するなどして、利用可能な中小企業の裾野を広げていくことも考えられる。

(2) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、これを後押しする上でも金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、2004年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が2009年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、2016年以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

与党の「令和6年度税制改正大綱」において、デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化について、「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」とされていることも踏まえ、今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化を一層推進すべきである。具体的には、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金（円預金、外貨預金）やFX取引に係る所得と、上場株式等の譲渡所得・配当所得等との損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

(3) 家計の資産形成を支援する各種税制措置

- ① 外貨預金のほか、一定の要件を満たしている非上場株式、私募投資信託について、上場株式等と同様に、特定口座での取扱いを認めること。
- ② 「特定口座異動届出書」等の届出書に係る整理・保存の要件を緩和すること。
- ③ 外貨預金を原資として、同一通貨建ての外貨建て運用商品に投資した場合について、為替差損益の認識を不要とすること。

投資の活性化や資産運用の多様化に繋げるため、上場株式等との損益通算が可能であり、確定申告手続き等の税務処理が不要な特定口座（源泉徴収あり）を利用できる投資商品が拡充されることが望ましい。

例えば、簿価や含み損益に関する管理等が煩雑な外貨預金のほか、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）で取扱いのある非上場株式、株主コミュニティ制度（証券会社が非上場株式の銘柄ごとにコミュニティを組成し、コミュニティ参加者間で取引を行う制度）の対象銘柄、特定投資家私募制度を活用した投資信託等について、特定口座での取扱いが認められることが望ましい。

また、お客さまからの「特定口座異動届出書」等の届出書について、受付方法は「電磁的記録または書面のいずれか」とされているが、金融機関の事務負担を軽減する観点から、書面で受け付けた記載内容をシステムへ電磁的に記録・保存する場合には、書面の保存は不要とするよう要件を緩和することを要望する。

このほか、外貨預金を原資として、同一通貨建ての外貨建て運用商品（投資信託、債券等）に投資した場合については、投資家の税務申告に係る負担を軽減し、投資促進を図る観点から、為替差損益の認識を不要とすることを要望する。

＜スタートアップの資金調達等に資する税制措置＞

(4) スタートアップによる資金調達等の円滑化

- ① エンジェル税制について、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の再投資期間を複数年に延長すること。
- ② 上場ベンチャー投資法人・ファンドへの資金供給の活性化。
 - a. 上場ベンチャー投資法人の導管性要件に係る「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）の廃止・見直し。
 - b. 上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資への優遇税制（金融所得減税）の創設。

社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会の実現に貢献するスタートアップを生み育てるエコシステム（スタートアップ・エコシステム）を創出することは、本邦でイノベーションを加速させ、産業の新陳代謝を促していくうえで不可欠であり、スタートアップの果たす役割は、重要性を増している。

2022年11月に政府が策定した「スタートアップ育成5か年計画」や本年6月に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、わが国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す方針が示されるとともに、スタートアップへの投資額を、2027年度には10倍超の規模（10兆円規模）とする目標が掲げられており、資金供給の強化等が今後の取組み事項として挙げられている。

近年、わが国においても諸外国のようにスタートアップ・エコシステム拠点の形成に向けた取組みが進められているものの、その歴史が浅いこともあり、エンジェル投資家の数が限定的である点が課題として指摘されている。今後、エンジェル投資家による一層の投資参加を促し、ひいてはエコシステムの発展を加速させていくため、エンジェル税制について、株式譲渡益の再投資に係る非課税措置の再投資期間が同一年内に限定されている要件を緩和し、複数年に延長することを要望する。

また、一般的に、スタートアップの投資家層は機関投資家が中心となっているが、上場ベンチャー投資法人（ファンド）は、少額の資金で投資可能かつ換金の場が確保されることから、個人投資家にもスタートアップへの投資を容易とするものであり、かつ出資者が市場で換金を行うことができる点において、投資組合対比でファンドを長い期間に亘って存続させることも可能であることから、出資を受け入れるベンチャー企業にとっても有益である。

しかしながら、本邦で上場している投資法人数はゼロとなっていることもあ

り、個人投資家からスタートアップへの投資機会が十分に確保されているとは言い難く、個人によるスタートアップへの投資を拡大することで、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるとともに、スタートアップの発展を促す取組みが不可欠である。

この点、こうした状況を招いた要因の1つとして、「配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること」の支払配当要件があると考えられる。

ベンチャーファンドは、REIT等とは異なり、キャピタルゲインによる収益が主となる。ベンチャーへの投資への特性上、IPO（新規株式公開）まで達する案件は一部であり、相応の割合の投資先で損失が発生し得る。このため、投資法人が成長し継続的に上場するためには、IPOを果たした投資先から得たキャピタルゲインを次の案件に再投資する必要があるが、支払配当要件により、十分な再投資ができない構造となっている。

については、上場ベンチャーファンド市場を活性化し、幅広い投資家に対して投資機会を提供するためにも、支払配当要件の撤廃、少なくとも引下げ措置を講じることを要望する。

さらに、英国のVCT（Venture Capital Trusts）税制なども参考に、上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資に関して、税制優遇措置が設けられるべきである。

このほか、海外投資家によるわが国スタートアップへの投資を促進するための所要の措置を講じることや、公益財団法人が投資可能な有価証券基準について、投資可能対象として、ベンチャー株式を追加することも、スタートアップの育成に繋がると考えられる。

<GXを通じたカーボンニュートラルの実現>

(5) ESG債投資等への優遇税制の創設

- 2050年のカーボンニュートラル等の実現に資する、一定の要件を満たした ESG債などへの投資について、税制優遇措置を創設すること。

わが国では「経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太方針2024)」において、2050年のカーボンニュートラル実現や、2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)等の目標を見据え、官民協調により10年間で150兆円超のGX関連投資を推進するほか、「GX国家戦略」の策定等を通じて、サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に取り組む方針が示されている。

こうした状況下、本年2月には、幅広い投資家層からGX投資の資金を調達することに加え、国内外のトランジション・ファイナンスの拡大に資する呼び水とすること等を目的として、政府が本邦初の「脱炭素成長型経済構造移行債」(GX経済移行債)を発行するなど、取組みが進捗している。

今後、上記目標を達成するためには、2,199兆円(2024年3月末時点)に上る家計金融資産をESG市場に呼び込むことも不可欠と考えられる。したがって、カーボンニュートラルの実現に資する投資を後押しするために、個人投資家が当該投資を通じて稼得した収益(利子所得・譲渡益・償還差益)を非課税とする制度を創設するなど、政策的にインセンティブを付与することが望ましい。

なお、こうした制度の創設に当たっては、いわゆる「ESGウォッシュ」や「グリーンウォッシュ」の問題を回避するための措置も必要である。

例えば、適切な ESG 債の発行・選別のため、国が一定基準を満たす外部評価機関を指定し、当該機関の認証を受けた ESG 投資に対し、税制優遇を行う制度とすることなどが考えられる。

(6) インフラ資産への民間資金導入促進に資する税制の見直し

- インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、
- ① 匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
 - ② 2026年3月末までに再エネ発電設備を取得することの要件を撤廃すること。
 - ③ 設立に際して、投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
 - ④ 再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内とする要件を撤廃、もしくは要件を緩和すること。

太陽光発電施設等の再エネ発電設備を投資対象とする上場インフラファンド計5銘柄の時価総額は、1,295億円（2024年8月末時点）となっており、近年の市場規模は概ね横ばい程度で推移している。

今後、カーボンニュートラルの実現に向けて、市場規模を拡大していくためには、再エネ発電設備に対する民間資金の導入を加速するためのさらなる環境整備が不可欠である。

現行、上場インフラファンドについては、導管性要件の一つとして、保有資産要件が課されており、原則として、投資法人の主たる投資対象として定められる特定資産の額（再エネ発電設備は含まない）が資産総額の50%超であることが求められている。

ただし、特例として、①賃貸要件（再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること）、②3年要件（2026年3月末までに再エネ発電設備を取得していること）、③上場要件（設立に際して投資口が上場されていること）等をいずれも満たしている場合には、④再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度においては、当該再エネ発電設備を特定資産の範囲に含めることが認められている。

インフラファンド市場の魅力を高め、投資資金を呼び込むためにも、これらの要件を緩和することが重要である。

まず、「①」の要件については、賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に投資法人が出資を行う場合、スキームを賃貸に再構築する必要があり、投資の妨げとなることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

次に、「②」の要件については、時限性があることで将来の予見可能性を低下させており、新規投資を躊躇させる要因となっている。したがって、投資家から

のインフラファンド市場への信頼性を高め、2026年4月以降も再エネ発電設備への民間資金導入・インフラファンドへの新規参入を促進し、市場を活性化させるため、本要件を撤廃することが極めて重要である。

また、「③」の要件については、一段と柔軟なかたちでのファンド組成に繋がるよう、上場要件を撤廃することに加え、「④」については、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避する観点から撤廃すること、もしくは延長したうえで発電設備ごと、あるいは計算起点を最後に貸付の用に供した日からに見直すなど要件を緩和することを要望する。

(7) 再エネ発電設備の導入促進に資する税制優遇措置の導入

- | |
|--|
| <p>○ 米国の再エネ事業における資金調達に当たって広く利用されているTax Equityを参考として、本邦においても、再エネ発電設備の導入促進に資する税制優遇措置を導入すること。</p> |
|--|

米国は、国内クリーン産業の競争力強化を図るための再エネ事業に対する政策支援措置として、2022年8月に成立したインフレ抑制法（IRA）において、a. クリーンエネルギー関連の生産設備に係る「生産・販売量」に応じた税額控除のほか、b. 先端エネルギー施設への「投資」に係る税額控除を措置している。

再エネ事業のプロジェクト開発者は、こうした税額控除（Tax credit）を有効に活用するために、パススルー課税事業体を組成したうえで、投資家となる金融機関等との間でパートナーシップ契約を締結している。こうした契約により、投資に当たって付与される税額控除等について、出資者のうち課税所得の多い銀行等に多く配分するなど柔軟な割当が可能となっており、多様な投資家から投資資金を呼びこむインセンティブとして機能している（主に税額控除等の税制メリットを享受するための再エネ事業等に対する出資がTax Equityと呼ばれている）。

本邦においても、再エネ発電設備の導入促進が図られるよう、米国が導入している税額控除に相当する措置を手当てするとともに、多様な投資家からの資金供給を促すために、再エネ事業から得られた経済的利益（課税所得、現金配当、税額控除等）について、投資家等への税務上の損益分配を柔軟に実施可能な仕組みを導入すべきである。

なお、再エネ事業のような長期プロジェクトへの投資を促すためには、中長期的な制度の安定性を担保する観点や、投資家への利益分配等の容易さ、手続きリスクの低減等の面で、補助金と比べて税額控除を活用するメリットが大きいと考えられる。

<中小企業等の事業承継・成長支援>

(8) 事業承継税制の拡充等

- ① 事業承継税制について、法人版事業承継税制（特例措置）に係る後継者要件を見直すなど、各種要件を緩和すること。
- ② 中小企業経営強化税制について、延長および対象先を拡大すること。

わが国では中小企業経営者の高齢化が進んでおり、2025年までに約245万人の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するが、そのうち約半数（日本企業全体の3分の1）が後継者未定の状態となっている。また、足元では急激な為替変動や物価高騰、人手不足等の外的要因により、中小企業を中心に厳しい経営環境が続いている。こうした現況を踏まえ、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制のうち、いわゆる「法人版事業承継税制」については、平成30年度税制改正において、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上を支援する観点から、10年間の贈与・相続に適用される時限的な特例措置として、抜本的な拡充が行われた。

本特例措置は、2027年12月に適用期限を迎えるが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の急激な環境変化の影響により事業承継の検討が十分に進められなかった中小企業が相応に存在するとみられるところ、本特例措置を利用する場合は、役員就任要件（贈与の直前において、受贈者が3年以上役員であること）が課されており、2024年12月末までに後継者が役員に就任していることが求められていることから、就任期間の要件緩和、ないしは一定の猶予期間の設定がなされるべきである。

このほか、事業承継税制を一層使い勝手のよい制度とすることにより、中小企業経営者の承継手段の選択肢を広げ、事業承継のさらなる促進を図り、地域経済の活性化や雇用の維持に繋げることも重要である。

具体的には、(a)外国子会社株式の価値相当についても納税猶予を認めること、(b)資産保有型会社・資産管理会社の例外規定である事業実態要件について、「常時使用する従業員の数が5人以上」を一時的に下回ることを許容するとともに、「後継者やその者と生計を一にするもの」についても、常時使用する従業員の数に含めること、(c)先代経営者の議決権保有要件に、先代経営者が100%議決権を有する法人の保有する株式の議決権分を追加すること、(d)納税猶予制度に係る継続届出書の提出頻度を低減すること、(e)低額譲渡による親族外承継時のみ

し所得税を免除すること (f)株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること(後継者の筆頭株主要件への信託の追加等)、を要望する。

また、コストプッシュ・インフレ等の厳しい環境にある中小企業の生産性向上や、DXに資する投資をメリハリの効いたかたちで支援し、中小企業の稼ぐ力を向上させていくため、2025年3月末に適用期限が到来する中小企業経営強化税制について、期限を延長するとともに、対象先を拡充(中堅企業を追加)することを要望する。

さらに、中小企業による新規事業開発・カーブアウトの促進に向けて、各種税金(所得税・法人税・固定資産税等)に係る税制優遇措置が創設されるべきである。

<世代間の資産移転を通じた若年層の結婚・子育て支援>

(9) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長等

- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、制度の延長等を行うこと。

わが国の個人金融資産は2,100兆円を超えているものの、高齢者層に偏在しており、若年層は将来の経済的不安を大きな要因として、結婚・出産を躊躇していることが指摘されている。

そうした両親や祖父母の金融資産を子や孫に早期に移転し、結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、ひいては消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことも期待できる。

したがって、2025年3月末が期限とされている「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、制度を延長するほか、適用可能な資金用途を拡大することを要望する。

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進>

(10) PFI法にもとづき実施される公共施設等の整備等の円滑化

- | |
|---|
| <p>○ PPP/PFI の活用を促進するため、PFI 法にもとづき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置（地方税の減免）の延長および拡充を行うこと。</p> |
|---|

PPP (Public・Private・Partnership: 公民連携) およびPFI (Private・Finance・Initiative) は、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法である。

その効果は財政負担の軽減のみならず、社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すことに貢献するものと位置付けられており、本年6月に内閣府が公表した「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」では、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として推進していく必要性が指摘されている。

多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、民間事業者が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後に公共へ所有権を移転するBOT (Build Operate Transfer) 方式のPFI事業については、事業期間において民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫を発揮しやすいなどのメリットがあり、また地方公共団体から見ても施設のリスクを軽減できることから、一層の促進に向けた環境整備が図られることが望ましい。

具体的には、サービス購入型（国・地方公共団体が民間事業者による公共サービスの対価として「サービス購入費」を支払い、それが民間事業者の収益となる類型）・BOT方式により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税について、2025年3月末まで課税標準を2分の1にする特例が適用されているが、期限を延長するとともに、混合型（国・地方公共団体から支払われる「サービス購入費」と、公共サービスの提供によりその利用者から支払われる利用料金収入の双方が民間事業者の収益となる類型）も適用対象として追加することを要望する。

2. 安心・安全かつ利便性の高い未来志向の金融インフラの追求

社会のあらゆる場面において、デジタル化が急速に進展しており、官民が一体となって、社会全体の生産性や国民の利便性等を一段と向上させていくための各種施策を推し進めていくことが不可欠である。そうしたなか、金融インフラの一翼を担う銀行業務においても、一層のデジタル化による業務効率化や利用者の利便性向上に資する取組みを進めてきている。

税務分野では、これまで、納税者の利便性向上および納税実務の効率化に資する環境整備を進める観点から、1998年に電子帳簿保存制度が開始されたほか、2004年に電子申告や電子納税の運用が開始され、2020年4月1日以降の事業年度からは、大法人を対象として電子申告が義務化されるなど、デジタル化へ向けた対応が段階的に進められてきた。

こうした税務分野のデジタル化を進めるうえでは、利用者の実務に十分配慮した実効性の高い仕組みを構築し、幅広く普及を促していくことが重要である。近年は、従来からの商慣習やステークホルダーの多さなど様々な制約・課題によってデジタル化が進まなかった領域においても、コロナ禍で浮き彫りとなった、日本社会全体のデジタル化の遅れという社会的課題に一丸となって対応するために、国民の行動様式や意識の変容、そして政府の後押しなどもあって、大きな進展が見られている。

例えば、令和3年度税制改正においては、コロナ禍によってグローバルに行動制約等があった中で、税務分野の各種手続きがデジタル化されたほか、令和5年度税制改正では、国税関係書類に係るスキャナ保存制度で実務運用の障害となっていた、国税関係書類の各種要件が廃止された。そして、直近の令和6年度税制改正では、GビズIDとの連携により国税電子申告・納税システム（e-Tax）のさらなる利便性の向上が図られるなど、累次の改正によりデジタル化の取組みは着実に進捗している。

一方で、e-Tax、地方税共通納税システム（eLTAX）、インターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）、マイナンバーなど既存のデジタルチャネルの活用余地はまだまだ大きい。特に、本人の意思にもとづくマイナンバーの利活用については、口座開設手続き等の効率化や、NISA制度の利便性向上等に繋がる施策が期待される。

引き続き、社会全体の一層のデジタル化の推進と、それによる利便性・生産性の向上を図るため、税務分野においても、官民が不断の努力で連携し取組みを進めていくべきである。

＜DXの推進による納税実務の効率化＞

(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進

- ① 電子申告・電子納税の義務化。
- ② 納付者が電子納付を選択しやすくなるよう、e-Tax/eLTAX等による電子納付に対する経済的・非経済的インセンティブを創設すること。
- ③ e-TaxおよびeLTAXの利便性向上に資する所要の措置を講じること。

「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

平成30年度税制改正により、2020年度以降、資本金1億円以上の法人（大法人）について、電子申告が義務化されているが、一方で、法人数の約99%を占める資本金1億円未満の法人（中小法人）については電子申告が義務化されていない。また、電子納税は大法人、中小法人いずれも任意となっており、税務手続きの電子化は道半ばとなっている。

今後、税務手続きのデジタル化により納税者の利便性を一層高めることで、官民のコストの削減、企業の生産性向上を実現するべく、電子申告の義務化の対象を現在の大法人から中小法人にも拡大するとともに、電子申告が義務化されている法人については、電子納税も義務化すべきである。

また、電子納税の義務化には一定の猶予期間が必要となることから、猶予期間中に電子納税への移行を促進すべく、法人税等についてダイレクト納付や地方税統一QRコードを利用する場合、軽減税率を適用することなど、納税者が電子納付を選択することに対して、何らかの経済的・非経済的インセンティブを付与することを併せて要望する。

加えて、税務手続きのデジタル化推進のためには、e-Tax/eLTAXの利便性向上も不可欠であることから、複数部署でのID共有に起因する内部統制・情報管理上の問題を解消するために、1法人に対して複数のID付与を可能とすることを要望する。そのほか、eLTAXのID取得手続きの簡素化や、住民税特別徴収分納付時における給与所得分と退職所得分の一括アップロードに対応すること等、電子納付検討に係る心理的障壁をできる限り除いていくべきである。

また、送信時の容量上限を緩和することや、配当所得税等に係るデータアップロード方式の実現、電子申告のデータ提出において、データ順序や形式を固

定長ではなく柔軟に提出できるような仕様とすることなど、納税者の利便性向上・負担軽減に資する所要の見直しを行うべきである。

(2) デジタルを活用した税務手続きの効率化等

- ① 振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の更新手続きの電子化・簡素化を行うこと。
- ② 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書提出手続きの添付書類（居住者証明書等）についてLEIやGIIN等の活用を認めること。

デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を図るべきである。

具体的には、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子（LEI: Legal Entity Identifier）や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号（GIIN: Global International Identification Number等）により代替する方法も新たに認めること、本人確認書類として1年以内（現行は半年以内）に作成された書類まで認めること、e-Tax提出データにおける債券種別に係るチェック項目を廃止することを要望する。

同様に、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料（特定条項関係書類等）の提出手続きについても、居住者証明書についてLEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

さらに、公共法人等の利子非課税申告書について、J-BIEMと同様に、銘柄毎ではなく投資家毎に提出可能とすることで、実務負担の軽減を図るべきである。

- ③ 発行会社から常任代理人（源泉徴収義務者）に送付されている上場株式等の配当に係る配当金計算書について、送付を不要とすること。

海外投資家に対する上場株式配当等の支払いにおいては、発行会社（または株主名簿管理人である信託銀行等）から常任代理人宛に配当金計算書が送付されることが多いが、上場株式等の配当は口座管理機関が源泉徴収し、SWIFT電文等で海外投資家のカストディアンに支払通知書が通知可能であり、配当金計算書は利用していないことから、関係者の事務負担・コストの削減等に資するよう、配当金計算書の送付先が常任代理人かつ口座管理機関として源泉徴収を行う場合は、発行会社からの配当金計算書の送付は不要とすべきである。

(3) 国税・地方税等の差押え手続きの効率化

○ 税務当局が発行する「債権差押通知書」の電子化を行うこと。

銀行は、税務当局が国税・地方税の支払いを実施しない納税者に対し、資産を差し押さえるために発行する「債権差押通知書」を受領次第、当該通知書の指示にもとづき、納税者の口座から指定された資産を凍結し、税務当局に送金する等の差押えの実行手続きを担っている。

本手続きは、迅速な対応が求められる一方で、関係者の実務負担が重いことから、より円滑かつ効率的に手続きが進むよう「債権差押通知書」の電子化を行うことを要望する。

なお、金融機関は、民事執行による差押（民事執行法）と滞納処分による差押（国税徴収法）の双方に係る送達を受ける立場にあり、同一の預金債権に対する差押はいずれの送達が先着かによってその後の取扱いが異なることから、効力が発生する時期や利用するシステムについて、民事執行における差押手続きの電子化動向を踏まえ、平仄の合った制度とすることで、送達効の先後関係の把握を容易にすべきと考えられる。

＜マイナンバーの利活用等を通じた各種手続きの利便性向上＞

(4) マイナンバーの利用による口座開設手続き等の効率化

- 口座管理法にもとづき、預金保険機構を経由してマイナンバーや本人特定情報を取得し、適切な帳簿で管理している場合、税法上の告知要件および帳簿要件を満たすものとなるよう、所要の措置を講じること。

金融機関は、お客さまからマイナンバーを要する取引の申込み等があった際、税法にもとづき、マイナンバーの告知を受ける必要（告知要件）があるほか、当該マイナンバーおよびその他の事項（氏名、住所、生年月日等）を記載した帳簿を備えている場合（帳簿要件）、それ以降の一定の取引に当たっては、マイナンバーの改めての告知を受ける必要はないこととされている。

また、2024年4月に施行された「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（口座管理法）により、預貯金者は、マイナンバーについて、各金融機関窓口からの登録だけでなく、自らの意思にもとづき、一の金融機関から預金保険機構を介して、他の複数の金融機関の口座へ付番することが可能となったほか、各金融機関は預貯金者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）およびマイナンバーを正確かつ最新に保つため、預金保険機構から情報連携を受けることが可能となった。

これにより、預金取扱金融機関にとっては、預貯金者から自行宛に直接マイナンバーの提供がなされていない場合でも、預金保険機構を経由して提供を受けることが可能であり、また、住所・氏名変更の届出がない場合でも、最新の本人特定事項の提供を受けることが可能となったが、そうしたケースで預金保険機構を経由して、①他行に提供されたマイナンバー（他行付番）を取得した場合や、②本人特定情報を最新化（本人情報最新化）した場合、税法上の告知要件および帳簿要件を満たさない取扱いとなっている。また、③マイナンバーの届出はすでにされている状況で、他行付番によりマイナンバーを改めて取得した場合も税法上の告知要件および帳簿要件を満たさないこととされている。

本制度は、2024年度末頃から運用が開始する想定で各関係者の準備が進められているが、税法上の要件を満たせない場合、預貯金者にとっては、マイナンバーの共有を希望していたにも関わらず、マイナンバーの告知を直接行っていない金融機関との新規取引時には改めての告知が求められることから、その負担感は大いいとみられ、そうした対応の必要性について理解を得ていただくことも難しい可能性が高いと考えられる。

したがって、預金取扱金融機関が、口座管理法にもとづき他行付番や本人情報最新化により取得し、帳簿で管理しているマイナンバーや本人特定情報については、預貯金者の利便性向上に資するよう、税法上の告知要件および帳簿要件を満たすものとなるよう、所要の措置を講じることを要望する。

(5) NISA制度の利便性の向上等

- ① 累積投資勘定または特定累積投資勘定について、マイナンバーの活用等により、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における郵送による顧客の所在地確認を撤廃すること。
- ② 非課税適用確認書の提出を不要とすること。
- ③ NISA口座の（再）開設時における非課税口座開設・異動届出書等に記載する事項を簡素化すること。
 - a. 廃止通知書の「その他参考となるべき事項」欄の記載内容について、口座開設届出書への記載は不要とすること。
 - b. 非課税口座開設届出書における「非課税口座に設定しようとする勘定の種類」の記載を不要とすること。
 - c. 非課税口座異動届出書における「非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分」の記載を不要とすること。
 - d. 国税電子申告・納税システム（e-Tax）によるNISA口座開設申請等のデータ作成において、氏名および住所の記載を不要化すること。
- ④ NISA関係書類等について、保管期限を短縮すること。
- ⑤ 預金口座開設済の顧客がNISA口座・特定口座を開設する際の本人確認書類の提示・確認義務について、マイナンバー届出先に限り、免除・緩和すること。

NISA制度については、2024年1月から投資上限額の大幅な引上げ等の抜本的な拡充と併せて、制度が恒久化されており、同年3月末時点の総口座数は2,323万口座、買付額は41兆円超に達している。

2024年6月に政府が公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、引き続き、2027年末時点で総口座数を3,400万口座、買付額を56兆円へ増加させることや、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す方針が掲げられている。

こうした目標を達成するためには、NISA制度のより一層の普及・定着が必要であり、それに向けて、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減を図るべきである。

具体的には、累積投資勘定または特定累積投資勘定について、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）が到来すると、郵送によりお客さまの所在地確認を行う必要があるが、全てのNISA口座はマイナンバーと紐づけられており、税当局は容易に所在地を確認可能であることから、お客さま・

金融機関の負担軽減の観点を踏まえ、現行の確認手続きは撤廃されるべきである。

また、非課税適用確認書については、2021年3月末を以って廃止されており、相応の期間が経過しているところ、投資家が当該書類を提出せずにNISA口座開設手続きを行い、非承認となるケースが見られることから、お客さまの利便性向上のため、当該書類は提出不要とすることを要望する。

さらに、口座開設時のお客さま・金融機関等の作業負担を緩和するため、(a)廃止通知書の「その他参考となるべき事項」欄の記載内容について、口座開設届出書への記載を不要とすること、(b)非課税口座開設届出書における「非課税口座に設定しようとする勘定の種類」の記載を不要とすること、(c)非課税口座異動届出書における「非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の区分」の記載を不要とすること、(d)e-TaxによるNISA口座開設申請等のデータ作成において、氏名および住所の記載を不要化すること、を要望する。

また、NISA関係書類等については、金融機関の管理負担を軽減するために、例えば、届出書受理後5年間とするなど、保管期限を短縮することが望ましい。

加えて、預金口座開設済のお客さまがNISA口座・特定口座を開設する際の本人確認書類の提示・確認義務に関しては、預金口座開設時における本人確認書類の提示・確認を通じて犯罪収益移転防止法、番号法、所得税法上の本人確認を実施済であることから、マイナンバー届出先に限り、本人確認書類の提示・確認義務を免除・緩和することを要望する。

＜納税環境整備＞

(6) 納税環境整備に資する所要の措置

- ① 電子帳簿保存法等について、国税関係書類および国税関係帳簿を電磁的記録により保存するための適用要件を含め、利便性向上および保存義務者の負担軽減の観点から所要の見直しを行うこと。
- ② 国税の口座振替に係る国税庁からの入金確認依頼を停止すること。

国税関係帳簿書類（国税関係帳簿および国税関係書類）の電磁的記録による保存に関しては、累次の税制改正を経て電子帳簿等保存制度の段階的な要件緩和が進められており、特に令和3年度税制改正においては、コロナ禍の影響もあり、国税関係帳簿書類の電磁的記録保存制度および国税関係書類のスキャナ保存制度の手続きについて抜本的な見直しを実施され、税務署長の事前承認が廃止されるなど、手続き・要件が大幅に緩和された。

しかしながら、依然として、実務に比して厳しい適用要件が残されているため、書類を書面で保存せざるを得ないケースもあり、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっている。

具体的には、電磁的記録による保存に当たって、現行は取引金額での検索を行うことができることが要件として課されているが、実務上は取引金額で国税関係書類の検索・特定を行うことは困難であり、検索条件として使用する場面はないところ、システム要件としては定義することが必要となる。

この点、各企業に電子帳簿保存法の利用を促し、ひいては電子化を一段と推進していくためには、よりシンプルで使い勝手の良いシステムとすることが望ましいことから、実務における利用が想定されない取引金額での検索要件を撤廃することを要望する。

その他、納税者が口座振替を利用して納税している国税（申告所得税、消費税等）については、納付期限に確実な支払いがなされるよう、国税庁から銀行に対して、口座振替日を踏まえた納税者への事前の入金確認依頼を可能な範囲で実施するよう依頼がなされているが、納税資金の管理は納税者自身で行うべきであるほか、対象明細が膨大であり、当該業務に係る各支店の実務負荷が非常に大きいものとなっていることから、当該依頼を停止することを要望する。

3. グローバルに通用する健全かつ強靱な金融システムの整備

企業活動のグローバル化が加速するなか、税制が企業の海外進出やクロスボーダー取引の阻害要因とならないよう、国際的な金融取引の円滑化等に資する措置を講じ、健全かつ強靱な金融システムの整備を進めることが重要である。

まず、わが国企業の国際競争力の確保等の観点から、金融機関の実情や実務を踏まえつつ、海外支店の所得に係る二重課税排除の方式を現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」（テリトリアル課税）に移行すべきである。

また、BEPSに有効に対処するためにOECDで議論されている、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）について、わが国ではすでにPillar 2の国内法制化として「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）等が措置されているが、国際課税ルールへの対応に当たって過度な実務負担が生じないように、構成会社等から恒久的施設（PE）への当期対象租税額の配分における法人税等調整額のOECDモデルルールと異なる取扱いの是正、自国内最低課税額に係る税（QDMTT）セーフ・ハーバーの適用対象となる国・地域の公表、QDMTTの控除限度額に関わらない外国税額控除の許容等が行われるべきである。

「外国子会社合算税制」（CFC税制）については、BEPS防止という同じ目的の国際最低課税に統合すべきであり、統合が難しい場合、租税負担割合を国際最低課税の税率と同じ15%に引き下げる等、抜本的に簡素化すべきである。

また、外国子会社から受ける配当やグループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息について全額益金不算入とすることや、外国税額控除制度について、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、法人税、地方法人税および地方税のいずれにおいても整合的な取扱いとする等、企業のグローバル展開を阻害しないよう所要の見直しがなされることが望ましい。

さらに、わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、ファンドを介したクロスボーダーのインバウンド投資について、わが国が率先して租税条約の適用を受けられるような環境等を整備すべきであるほか、租税条約については、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることで条約上の免税・減税措置が適用されていないケースがあることから、二重課税を排除する措置を講じ、わが国企業の国際競争力を維持すべきである。

あわせて、金融取引の活性化に向けた障害とならないよう、投資法人の導管性要件の緩和のほか、特定外国法人の債券現先取引や外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化等を行うべきである。

このほか、企業や金融機関の経営健全性に資する税制の見直しや、組織再編税制の見直し、受取配当等の益金不算入制度の見直し等も要望する。

＜海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング確保＞

(1) テリトリアル課税の導入

- | |
|---|
| <p>○ 海外進出の形態間の税負担の公平性および本邦企業の国際競争力の確保の観点から、国外支店の所得に係る二重課税排除の方式を、現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」に変更すること。</p> |
|---|

わが国では、国際的な二重課税の排除方式として、支店の所得については、「外国税額控除方式」、子会社の所得については、「国外所得免除方式」の考えにもとづく「外国子会社配当益金不算入制度」が採用されている。

このため、国外源泉所得に対する法人税率を比較すると、支店の場合では本邦税率が適用される一方、子会社の場合では現地税率が適用され、進出形態の違いにより、税負担に格差が生じる状況となっている。

かかる中、①海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング、および、②本邦企業の国際競争力の確保の観点より、支店の所得に係る二重課税の方式を、現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」に変更することを要望する。

① 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング

本邦企業の海外進出形態については、進出先の法制度や市場環境等を踏まえ、各企業のビジネス戦略にもとづき決定されるべきところ、進出形態で税負担に格差が生じる現行の税制は、企業の経済活動における選択を歪めている可能性がある。税の中立原則の観点において、進出形態に関わらず、税負担の公平性が確保されるべきものとする。

国際課税ルールにおいても、課税上、支店と子会社を同等に取り扱うことが近時の潮流となっており、各国で導入が進んでいるグローバル・ミニマム課税（GloBEルール）の中でも、支店を一の構成事業体として、子会社と同等に取り扱うことが定められている。

したがって、税負担の公平性の確保に当たっては、国際的な議論との平仄も踏まえ、支店の所得に係る二重課税の排除方式を、子会社の所得と同様、「国外所得免除方式」に変更することを要望する。

② 本邦企業の国際競争力の確保

上述のとおり、支店の所得に係る二重課税の排除方式について、わが国は「外国税額控除方式」を採用している一方、欧州諸国を中心に「国外所得免除方式」の採用が主流となっている。

このため、本邦企業と「国外所得免除方式」を採用している国の企業の在外

支店間で、所得に適用される法人税率が異なり、税負担に格差が生じる。

依然としてわが国の法人実効税率（29.74%）が諸外国に比べ相対的に高水準にある状況に鑑みると、総じて本邦企業が支店形態で海外進出を行う場合、当該税負担の格差から、他国企業との国際競争力の観点で問題が生じ得る。

特に銀行は、現地規制等の関係により、取引先へのサービス提供上の制約を避ける観点から、海外進出にあたり支店形態を選択するケースが多く、他国銀行の在外支店との競争上、不利な立場に置かれることになる。

邦銀取引が中心の本邦企業の実態を踏まえると、本邦企業の海外ビジネスを支える邦銀の国際競争力の低下は、本邦企業全体の国際競争力の低下に繋がりが得る。

税制の見直しにより、邦銀の国際競争力の確保が図られることは、本邦企業のさらなるグローバル展開を促進し、当該企業が海外で得た利益等が国内に還元されることで、国内投資や消費が活性化され、国内経済の成長にも繋がること期待される。

<OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた国内法制化等>

(2) BEPS防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等

- ① OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、国内法制化や租税条約の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。
- ② わが国におけるグローバル・ミニマム課税制度である「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）について、
 - a OECDのモデルルールと同様、恒久的施設（PE）を有する構成会社等からPEへの当期対象租税額の配分について、法人税等調整額を配分可能とするとともに、当該配分額の計算方法を明確化し、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用とすること。
 - b 自国内最低課税額に係る税を課すこととされている場合に、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準（QDMTTセーフ・ハーバー）について、その適用対象となる国・地域を公表すること。
 - c 外国税額控除において、自国内最低課税額に係る税は、外国税額控除限度額に関わらず、その全額を外国税額控除の対象とする等、二重課税排除の観点から所要の措置を講じること。
 - d その他所要の措置を講じること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、2014年10月、「BEPS行動計画」（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表し、わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次進められている。

このうち、デジタル経済における課税上の課題については、OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税の導入（Pillar 2）について議論が進められてきた。これらについては、2021年10月に最終的な国際合意がなされ、現在、Pillar 1については実施に向けた具体的なルールの議論が、Pillar 2については各種ガイダンス等が公表され、すでに各国における国内法制化が進められている。

そうしたなか、わが国においては、令和5年度税制改正において、Pillar 2の法制化が進められ、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）および「特定基準法人税額に対する地方法人税」として、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）が導入されるとともに、情報申告制度が創設された。また、対象企業の事務負担に配慮して、適用開始時期は2024年4月以後に開始する対象会計年度とされたほか、既存の国別報告事項（CbCR）等の情報

を用いた移行期間セーフハーバーも導入された。

さらに、与党「令和6年度税制改正大綱」においては、国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて2024年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討するとされている。

国際合意の国内法制化に当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえて、(a)業界特有の規制・監督を受けている金融業の特性を踏まえたルールとし、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保すること、(b)OECDの議論の中で決定される簡素化措置（セーフ・ハーバー等）を導入すること、といった点も含め、引き続き十分な検討を行うことを要望する。

また、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正に当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないよう慎重な交渉を行うことを要望する。

上記のうち、国際最低課税に関しては、令和6年度税制改正において、構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合に、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準（QDMTTセーフ・ハーバー）が設けられたほか、外国税額控除について、自国内最低課税額に係る税は対象とする一方で、外国における国際最低課税に相当する税および外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される一定の税は対象としない等の措置が講じられた。

わが国の国際最低課税においては、海外支店等の恒久的施設等（海外PE）に対して配分することとされている当期対象租税額（被配分当期対象租税額等）から法人税等調整額が除外されており、PEに対して法人税等調整額の配分ができない。他方、OECDのモデルルールでは、法人税等調整額は被配分当期対象租税額等から除外されていないことから、わが国の制度は国際合意と不整合である。

これは、多額の一時差異が発生した場合等において、海外支店等の実効税率（ETR）を不当に歪める結果となりかねないほか、国際最低課税額の計算基礎とされる財務諸表において、法人税等調整額を各海外PEではなく構成会社等の本店で一括計上している場合、海外進出の形態が支店か子会社によってその計算結果に差異が発生することとなり、支店形態と子会社形態とで税負担の公平性が確保されないおそれがある。特に銀行は、現地規制等の関係により、取引先へのサービス提供上の制約を避ける観点から、海外進出にあたり支店形態を選択する機会が多いことから、この点による影響が大きい。

したがって、OECDのモデルルールとの整合性および支店/子会社形態の税制上のイコールフットイングの観点から、海外PEを有する構成会社等から海外PEへの当期対象租税額の配分について、法人税等調整額を配分可能とするとともに、当該配分額の計算方法を明確化し、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用とすることを要望する。

また、令和6年度税制改正において設けられたQDMTTセーフ・ハーバーの対象となるには、所在地国の自国内最低課税額に係る税に関する法令が一定の要件を満たす必要があるが、現状、所在地国の法令が要件を満たすか否かの判定は、各納税者に委ねられている。この点、所在地国の法令が要件を満たすか否かは、本来的には事実にもとづき同一の結論となるべきものであり、各納税者が判定すべきものではないことから、その適用対象となる国・地域を国税庁等において公表することを要望する。

そのほか、令和6年度税制改正で自国内最低課税額に係る税は外国税額控除の対象とされたが、あくまで他の外国法人税と同様の位置付けで、外国税額控除限度額の範囲内での控除を認められたものに過ぎない。自国内最低課税額に係る税は、国際合意にもとづき外国で課される税であり、二重課税排除の観点から、外国税額控除限度額に関わらず、その全額を控除の対象とすべきである。

また、最終親会社以外の構成会社等に海外PEがあり、当該海外PEの所在地国において自国内最低課税額に係る税を納付した場合、当該納税額について外国税額控除を適用する法人が、最終親会社と自国内最低課税額に係る税を納付した会社のいずれであるか不明確であることから、このような場合に外国税額控除を適用すべき法人を明確化すべきである。

このほか、国際最低課税については、以下のような所要の措置を講じるべきである。

- ・ 個別計算所得等の金額の計算における租税回避的な資金供与に係る費用の対象範囲を明確化すること。
- ・ 被部分保有親会社等（POPE：Partially-Owned Parent Entity）に該当する場合には共同支配会社等（JV）には該当しないことを明確化すること（JVにも該当するとなった場合はJVの最終親会社において持分相当の国別最低税額が同時に課税されるため二重課税となってしまうため。）。
- ・ 連結決算の過程において海外PEの財務諸表がなく簡便的な処理を行っている場合（例、海外PE単位で税効果会計の適用をしていない等）に、連結決算

後、国際最低課税の計算のために海外PEの財務諸表を調整してもよい（例、税効果会計を適用する等）ことを明確化すること。

- ・ 国際最低課税の対象となる法人の全てが、対象会計年度開始の日の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された平均レートを使用して、閾値のユーロを本邦通貨表示の金額へ換算することから、国税庁等において当該平均レートを公表すること（現在、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A」において示されている本邦通貨表示の金額に換算する方法（欧州中央銀行のウェブサイトにおいてどのように円/ユーロレートの平均レートを確認するか）ではなく、平均レート自体を公表すること）。

(3) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化

- 「外国子会社合算税制」（CFC税制）について、
 - ① 国際最低課税に統合すること。
 - ② 国際最低課税への統合が難しい場合には、抜本的な簡素化を行うこと。

現行の「外国子会社合算税制」（CFC税制）は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、令和元年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われた。また、令和5年度税制改正においては、Pillar 2のうちIIRの導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、特定外国関係会社（ペーパー・カンパニー等）の適用免除要件である租税負担割合が30%から27%に引き下げられるとともに、書類添付義務について添付対象外国関係会社の範囲が緩和される等の見直しが行われた。さらに、直近の令和6年度税制改正においては、ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定を不要とする等の措置が講じられた。

CFC税制は実態がない軽課税地の出資先等に対して課税するものであり、国際最低課税は全ての軽課税地の子会社等に課税する税制であることから、課税対象や防止する租税回避行為は異なるものの、いずれもBEPS防止を目的としている。これらについては、それぞれ異なる基準による多大な事務負担が発生しているため、これらが併存することによる納税者の負担は極めて大きい。したがって、CFC税制を国際最低課税に統合すること要望する。

仮にCFC税制を直ちに国際最低課税に統合することが難しい場合には、CFC税

制の抜本的な簡素化として、CFC税制の適用免除要件である租税負担割合を、国際最低課税の税率と同じ15%に引き下げることがを要望する。令和5年度税制改正において、特定外国関係会社に係る適用免除要件である租税負担割合が27%に引き下げられたものの、引き続き、この27%を下回る外国子会社は多数存在しており、租税回避リスクが高くないと考えられる子会社を含めて、一律に特定外国関係会社の該当性の判定作業が必要であることから、申告事務に係る過度な負担が生じている状況は変わっていない。また、対象外国関係会社（経済活動基準のいずれかを満たさない会社）については、適用免除要件である租税負担割合は20%とされているが、こちらについても同様であり、租税負担割合を少なくとも15%に引き下げるべきである。

また、国際最低課税とCFC税制が併存している状況においては、3月期決算の外国関係会社は、当期純損益金額とCFC税制により益金の額に算入される金額にずれが生じることとなる。このため、親会社に対して当該外国関係会社に係るCFC税制による合算課税が課された場合（以下、当該合算課税の税額を「CFC税額」という。）、当該外国関係会社の実効税率の計算に当たって、CFC税額を被配分当期対象租税額に反映することとされているものの、上記の時期のずれによって、これを当該外国関係会社における当該対象会計年度の国際最低課税額の被配分当期対象租税額に反映することができない。

このような時期のずれによる二重課税が生じないように、CFC税制の対象となる3月期決算の外国子会社に国際最低課税額が発生した場合には、最終親会社またはCFC税制により外国関係会社の所得を合算する構成会社等である内国法人において、その税額について外国税額控除を可能とする、あるいは当該国際課税額を、CFC税制上の租税負担割合に含めることを要望する。

このほか、法人税法上、適格合併を行った場合には合併法人による被合併法人の繰越欠損金額の引継ぎが認められているが、CFC税制による合算課税が課される外国関係会社同士が法人税法上の適格合併をした場合に、CFC税制上、合併法人による被合併法人の繰越欠損金額の引継ぎは認められていない。外国関係会社を利用した租税回避を抑制するCFC税制の趣旨に照らしても、本邦企業が外国企業を買収した後に、その傘下にあるペーパー・カンパニー等を整理するような適切な合併等の企業再編は促進されるべきものと考えられることから、CFC税制による合算課税が課される外国関係会社同士が法人税法上の適格合併をした場合は、CFC税制上、合併法人による被合併法人の繰越欠損金額の引継ぎを許容すべきである。

また、対象となる企業の実務負担等を緩和するため、外国関係会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化（例、外国関係会社が事業譲渡等により事業年度中途に休業状態となった場合等）や、外国関係会社に係る現地で連結納税が行われている場合における現地法令基準による外国税額控除の計算方法について、本店所在地国の法令の規定のうち「企業集団等所得課税規定」を適用しないものとして計算する措置を、外国支店が合算申告を行っている場合にも導入することなどを要望する。

(4) 過大支払利子税制の適用対象の明確化

○ 過大支払利子税制について、支払利子等の対象範囲を明確化すること。

現行の「過大支払利子税制」は、企業の事業活動の実態にも配慮しながら、関連者間において所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止し、わが国の課税ベースの侵食を防止するための措置として、平成24年度税制改正によって導入された後、2015年にOECDが公表したBEPS行動計画の最終報告書（Action 4：利子控除制限ルール）も踏まえた改正が行われてきた。

令和6年度税制改正においては、本税制の適用によって損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）の損金算入について、2022年4月1日から2025年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を、原則の7年から10年に延長する措置が講じられた。

本制度は、関連者間における支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額である対象純支払利子等の額が、調整所得金額の20%を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を当期の損金の額に算入しない制度とされている。

この点、現行の法令上は当該「支払利子等」の対象範囲が必ずしも明確ではないため、租税回避を目的としない取引に係るものについても適用対象と判断される可能性があり、金融取引の安定性に悪影響を及ぼすおそれがある。

したがって、OECDの定めたルールに則り、あくまで企業の資金調達に関連するものに限り該当することが明確になるよう、「支払利子等」の定義を明確化することを要望する。

＜グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上＞

(5) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充

- | |
|---|
| <p>① 外国子会社から受ける配当から一定期間内に当該外国子会社所在国に投資する等の要件を満たす場合、当該配当を全額益金不算入とすること。また、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%から引き下げることに。</p> <p>② グループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利子について、益金不算入とすること。</p> |
|---|

外国子会社から受ける配当については、わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、平成21年度税制改正において、内国法人が持株割合25%以上であって、かつ、その状態が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続している外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からこれに係る費用の額に相当する額（剰余金の配当等の額の5%相当額）を控除した金額を益金の額に算入しないことができる制度（外国子会社配当益金不算入制度）が創設された。

一方で、外国子会社から受ける配当を原資として、一定期間内に当該外国子会社所在国にさらなる投資を行うようなケースにおいて、企業グループ全体で考えれば、(a)外国子会社Aから本邦本社が配当を受け、本邦本社が外国子会社Bに投資を行う場合と、(b)外国子会社Aから外国子会社Bに投資を行う場合のいずれにおいても、投資資金が外国子会社Bに至ることは同じであるが、現行の外国子会社配当益金不算入制度を踏まえると、(a)では本邦本社において益金算入される5%相当額は課税されるため、(b)の方が資金効率としては望ましいこととなる。

企業活動のグローバル化が進展し、グローバルな投資がわが国企業の成長に重要となっていることから、本邦本社による一元的な投資判断および資金管理を行うニーズが存在する一方、5%相当額の課税の存在が、わが国への資金還流を妨げる要因になりかねない。

この点、例えば、企業によるグローバルな投資が活発に行われている米国においては、持株割合10%以上の子会社から受ける配当の全額を益金不算入とすることとされている。

以上を踏まえ、わが国企業の本邦本社における一元的な投資判断および資金管理を促進するため、外国子会社から受ける配当から一定期間内に当該外国子会社所在国に投資する等の一定の要件を満たす場合に、当該配当を全額益金不算入とすべきである。また、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%か

ら引き下げることがを要望する。

さらに、配当による資金還流だけでなく、近年、クロスボーダーのグループファイナンスが一般化しており、いずれもグループ内における効率的な資金管理の手段となっている。本邦本社による一元的な資金管理を促進するため、グループファイナンスに関して、外国子会社から受け取る利子も益金不算入とすることを要望する。

(6) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底

- 現行の外国税額控除制度について、
- ① 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
 - ② ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえ、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を無期限とするか、少なくとも延長すること。
 - ③ 法人税、地方法人税および地方税のいずれについても統合的な取扱いとする等、所要の見直しを行うこと。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、国外関連者の支払に対する追加的な課税を導入し、邦銀を含む当該国における外国法人の支店にも適用する事例が見られる。

一方、政府の「平成31年度税制改正の大綱」では、現行の「外国税額控除制度」について、適用範囲をわが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する方針が示され、令和2年度税制改正において、米国の税源浸食濫用防止税（BEAT：Base Erosion and Anti-abuse Tax）を外国税額控除の適用対象外とする措置が講じられた。

OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）の導入に向けた検討および軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）が進む中、国際協調に逆行する諸外国の動きに対して、わが国における外国税額控除の適用範囲を厳格化し、当該外国税を控除対象外とすれば、進出形態の相違による税負担の格差が助長されるのみならず、わが国企業の国際競争力を削ぐことにも繋がりがかねない。

以上を踏まえ、在外支店の所得に係る課税方法が「国外所得免除方式」（テリトリアル課税）に移行されるまでの間、現行の「外国税額控除制度」の適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。

また、現行の「外国税額控除制度」においては、控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合の当該超過額である「控除限度超過額」および控除限度額が控除対象法人税額を超える場合の当該控除限度額の枠の余りの部分である「控除余裕額」について、いずれも3年間の繰越期間が認められている。

この3年間の繰越期間については、例えば、国際分散投資を通じて資産運用を行う場合、投資先諸国における税制および事務手続きの関係上、外国税額の納税額の確定や書面の発行に要する期間が長期に亘り、現行の3年間の繰越期間では対応できないケースが生じている。このほか、国外所得に比して国内所得の割合が低い場合に「控除限度超過額」が生じ、現行の3年間の繰越期間内で外国税額を控除できないケースも生じる可能性がある。

クロスボーダー取引が恒常的に行われている昨今において、国際的二重課税を排除するという制度趣旨のもと、わが国企業の国外投資・事業活動の促進および国際的競争力の維持の観点から、「外国税額控除制度」の「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越期間について、現行の3年間から無期限とするか、少なくとも延長を要望する。

さらに、現行の「外国税額控除」は、法人税、地方法人税、道府県民税および市町村民税（以下、道府県民税および市町村民税を合わせて「地方税」という。）について認められているが、「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越が認められているのは法人税および地方税のみであり、地方法人税については繰越が認められていない。また、税額還付が認められるのは、法人税および地方法人税のみであり、地方税については税額還付が認められておらず、過去3年度内の各年度において控除できなかった額を、翌年以降の地方税から控除する仕組みとなっている。

「外国税額控除制度」が国際的二重課税を排除する趣旨である点を踏まえると、法人税、地方法人税および地方税はいずれも統合的な取扱いとすべきであり、2019年10月1日以降、地方法人税率の引上げと地方税率の引下げが行われたことに伴い、現行制度上適用可能な繰越が実質的に縮減されていることから、地方法人税についても同様の繰越制度の創設を要望する。また、地方税についても税額還付制度の創設を要望する。

以上のように、現行の「外国税額控除制度」について、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。

(7) クロスボーダー投資の活性化等に資する租税条約に係る所要の見直し

- ① わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、パススルー型のファンド等を介したクロスボーダー投資について、租税条約を適用することができるよう所要の措置を講じること。

わが国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれている。しかしながら、パススルー型のファンド等を介したクロスボーダー投資については、ファンドレベルではなく、受益者である投資家（構成員）レベルで租税条約の申請手続きをする必要があるほか、構成員の変更について都度報告が求められることから、特に投資家が多数となるファンドに関しては実務上の対応が困難であり、租税条約を実質的に適用できない状況となっている。

わが国から海外への投資（いわゆる「アウトバウンド投資」）については、昨今、わが国のファンドに対して、租税条約の適用を認めないとの見解を示す国が一定数あり、わが国のファンドに係る租税条約が適用できないことによる損失額は、直近3年間で180億円に上るとの試算もある。

一方、海外からわが国への投資（いわゆる「インバウンド投資」）についても、海外ファンドがわが国において租税条約の適用を受けることが困難な状況にあり、例えば、スイスは、同国のファンドがわが国において租税条約を適用できないとして、長年、わが国に交渉を持ちかけている状況にある。

OECDにおいては、ファンドを介したクロスボーダー投資について租税条約上の恩典を享受できていない問題について議論されており、対応案として、①源泉地国から承認を受けた公認仲介業者が、投資家に代わり、租税条約上の恩典の請求を行うことを認める制度の導入、②各国間の租税条約において、ファンド自体が租税条約の恩典請求を行うことを可能とする措置を盛り込むこと、が提示されている。

二国間の投資を促進するという租税条約の趣旨に鑑みれば、ファンドを介した投資についても、本来的には租税条約が適用されるべきであり、わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、まずは国内法の改正等を通じて、インバウンド投資を促進するための環境整備を率先して実施することが重要であり、それを以って諸外国にも同様の対応を図るよう協力を呼びかけ、アウトバウンド投資先の条約相手国で租税条約適用が認められるよう交渉を進めるべきである。

具体的には、パススルー型などのファンドについては、外国預託証券（DR）の取扱いを参考とし、投資家が個別に申請手続きを行うことに代えて、ファンドが

投資家情報を集約し、ファンドの構成員のうち、租税条約の適用を受けることができる者の割合を証する書類（保管証明書）の添付を要件とし、比例的に租税条約の適用を認めることを要望する。

また、関係者の実務手続きを効率化するため、租税条約届出書の様式の電子化・簡素化を行うことや、租税条約の適用手続き（届出書や添付書類の提出）に当たって、一定の要件を満たす金融機関（源泉徴収義務者）については、e-Taxを通じて必要最低限の事項を一覧化したリストファイルを税務署に提出し、提出書類・ファイルについては、金融機関での留置きを可能とすることを要望する。

このほか、非居住者に対する支払に係る源泉所得税については、居住者に対する支払と同様に原則翌月10日までに納付することとされているが、休祝日の関係等で非常に短期間での対応を要していることから、追加納付や還付請求手続きを削減するためにも、納付期限を翌月末へ変更することを要望する。

② 租税条約について、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じること。

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものとして、わが国も多数の国々と租税条約を締結している。

わが国はロシアとの間でも租税条約を締結しており、2018年10月から発効しているが、2023年8月、ロシアのプーチン大統領は、日本等の「非友好国」との間の租税条約の一部条項を停止する大統領令に署名し、条約上は「免税」とされる利子について、停止後は20%の源泉徴収が適用されているほか、国外送金も規制されている。

このため、現状、ロシアに現地法人を有する邦銀においては、本邦の本店から、ロシアの現地法人に対するグループ内貸付について、利子部分に源泉徴収がなされており、本邦とロシアで二重課税の状況となっている。

また、本邦の本店において、租税条約がない場合に二重課税を解消する枠組みである「外国税額控除」の利用を求めたところ、本邦の税当局からは、「租税条約は有効であり、外国税額控除は利用不可」との見解が提示されており、二重課税が未解消の状況となっている。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻およびこれを受けたロシアに対するわが国の経済制裁実施以降、邦銀のロシア現地法人は、人道支援等を目的として医薬品・医療機器・農業関連等を取り扱う日系メーカー・販売会社と取引を継

続しているほか、わが国の資源確保・安定供給を目的に国策として事業を継続している大手商社等のサポートを継続している。邦銀のロシア現地法人の顧客の大宗は日系企業であり、当該日系企業は、上記のとおり、ロシアによる国外送金規制により、資金をロシア国内に滞留せざるを得ない状況である。ロシア地場銀行の多くは経済制裁の対象となっていることから、対外決済ができず、また、欧米の銀行についても、ロシアの現地法人の事業を縮小しており、新規顧客は原則として受け入れていないことから、決済サービスの提供を継続している邦銀は日系企業にとって不可欠な存在となっている。また、ロシア政府は、非友好国が出資する金融機関等の株式売却・移転を許可制としており、邦銀のロシア現地法人はその対象であるほか、非友好国が支配する有限会社の株主変更も許可制としており、日系企業の大宗がその対象となっている。

今般のロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止は、「課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資する」という租税条約の趣旨に反するものであり、わが国として容認できるものではないと思われる。しかしながら、ロシアに所在する日系企業や邦銀のロシア現地法人が、ロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止によって、二重課税等の不利益を受けているのは事実である。

邦銀のロシア現地法人は、金融機関の責務として、ロシア国内に所在する日系顧客の預金・決済等を支えるために、ロシア国内の事業を継続しているものであり、租税条約の一部条項の効力停止を主張するロシア政府と、租税条約は有効とするわが国政府との見解の相違があったとしても、このような二重課税等の不利益からは救済されるべきである。また、本件が「条約締結国からの一方的な効力停止を理由として、本件と同様の状況が発生・継続した場合には、その不利益は納税者が負う」という前例となってしまった場合、租税条約という制度そのものに対する信頼性が揺らいでしまうおそれもある。

については、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じることを要望する。

(8) 租税条約の適用要件の明確化等

- 租税条約について、
- ① 租税条約上の各種判定が困難とならないよう定義の明確化等の所要の措置を講じること。
 - ② 条約届出書等に記載すべき事項等の電磁的提供等における添付書類記載事項やイメージデータ送信に係る電磁的記録の解像度要件を緩和すること。

租税条約の適切な運用に資するよう、租税条約上の各種判定（不動産化体株式会社であるか、外国籍任意組合等が法人に該当するかの判定等）が困難とならないよう定義の明確化等の所要の措置が講じられるべきである。

また、条約届出書等に記載すべき事項等の電磁的提供等において、非居住者等が源泉徴収義務者に提供する一定の添付書類に記載されている事項に係る電磁的記録や、源泉徴収義務者が税務署長に提供するe-Taxによるイメージデータ送信を行う際の電磁的記録には、法令上、一定の解像度、色調、ファイル形式の要件が定められている。

租税条約に関連して非居住者等から源泉徴収義務者が提供を受ける書類や、源泉徴収義務者が税務署長に提供する書類は相当な量となっており、当該要件を満たすよう、対象となる書類をe-mail等で授受した場合、ファイル容量が大きくなり、源泉徴収義務者のシステムに過大な負荷が生じるような状況である。

さらに、e-Taxにおいても、電磁的記録の提供に当たっては容量制限があり、法令上の要件を満たしながらe-Taxによるイメージデータ送信を行うことが困難なケースもあることから、解像度要件を緩和することを要望する。

(9) 米国のFATCAへの対応等に係る実務負担の緩和

- ① わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、
 - a モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
 - b 移行までの期間、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。
- ② 実特法において、住所記載のない2020年旅券を提示書類として許容する措置を講じること。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供する「モデル1 IGA」と、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供する「モデル2 IGA」があり、わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

他方、OECDでは金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）が策定され、わが国ではCRSに対応するため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、2018年より金融機関から本邦税務当局への報告が開始した。

こうした状況下、現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応については、実特法との手続き重複や、金融機関の負担軽減の観点から、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

一方、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められるものの、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、早期の実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とす

る措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

また、実特法にもとづく本邦税務当局への報告に当たり、金融機関がお客さまから提示を受ける書類のうち、2020年旅券(2020年から発給が開始された新型の旅券)については、所持人記入欄が削除されたことにより、住所の記載がなく、同法施行規則で定める提示書類の要件を充たさなくなった。しかしながら、旅券のほかに認められている提示書類は、住民票の写し、印鑑証明書、健康保険証、運転免許証等であり、海外在住の日本人の提示書類として旅券のほかに提示が容易なものは限定されている。また、現地発行の官公庁書類は、現地の言語で記載されていることから、金融機関が真贋を識別することは困難である。

このため、2020年旅券が提示書類として使用できないことによって、本邦税務当局への今後の報告手続に支障が生じることも懸念されることから、2020年旅券の使用を許容する措置を要望する。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、犯罪収益移転防止法において許容されているように、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じていただきたい。

<金融取引活性化に向けた障壁の撤廃>

(10) 投資法人の導管性要件の緩和等

- ① 投資法人等の運用対象（特定資産）が拡大された場合、拡大された特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じること。
- ② 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。

経済活性化に向けて、個人金融資産の有効な活用が求められるなか、各種インフラ資産を投資法人等の運用対象（特定資産）に追加することは、個人向けの新しい金融資産の提供に資することとなる。また、今後、成長が見込まれ、社会的にも必要性が認識されている各種インフラに係る新たな市場の創設は、公的な資金を必要とせず、当該インフラの整備・充実を促進し、当該分野の需要の取込みにもつながるものである。

このような観点から、現在、対象資産が非常に限定的な特定資産の対象が拡大し、新たなインフラ資産が追加された場合には、それと整合的に当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じるべきである。

また、不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、2024年3月末の資産規模は23.1兆円となっているほか、非上場不動産投資法人（私募REIT）の資産規模は6.4兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させており、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先が、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている。

こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

(11) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する所要の措置

- ① 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税措置（レポ特例）について、
- a 特定外国法人（海外ファンド等）が支払を受ける場合の期限（2026年3月末）を撤廃し、恒久化すること。
 - b 非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和すること。

わが国企業の海外における事業展開を金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえると、外国金融機関でない特定外国法人（海外ファンド等）との取引の重要性は増してきており、また、特定外国法人から見れば、非課税適用が時限なく継続できることは取引の維持・拡大の観点から必須と言える。

このため、国内金融機関の短期資金調達の円滑化や、海外ファンド等の呼込みを通じたわが国金融市場の国際化等の観点から、2026年3月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」の恒久化を行うことを要望する。

また、外国金融機関等や特定外国法人は、レポ特例の適用に当たって、非課税適用申告書の提出が必要とされており、当該非課税適用申告書に記載した名称または本店所在地等の変更をした場合には、その該当することとなった日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、異動申告書を提出することが求められているところ、実務上、当該申告書の提出に制約がある場合があることから、異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和することを要望する。

② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化すること。

わが国では、店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、a. 時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、b. 取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。

「a.」の変動証拠金規制については、2017年3月以降すべての金融機関が適用対象とされているほか、「b.」の当初証拠金規制についても、想定元本額に応じた段階適用が完了し、2022年9月以降は最終フェーズ（店頭デリバティブ取引の想定元本80億ユーロ超の金融機関等まで規制対象を拡大）に移行した。

このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約および付随する契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受している。本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマスター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。）に対し、受入れ期間に応じて利子を支払うこととなる。

現行、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利子について、2027年3月末を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。

当該利子に課税されることとなった場合、わが国金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じる。諸外国においては証拠金に係る利子は通常非課税である中、わが国においては当該利子の非課税措置が時限措置であり、将来的に課税される可能性があることは、上記のような悪影響への懸念を惹起しかねない不安定な状況を招いていることから、外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化することを要望する。

＜金融機関の健全性確保および破綻処理の迅速化・多様化＞

(12) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充

- ① 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。とりわけ法的整理手続きの開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合については、即時に引き上げること。

地方創生やカーボンニュートラルの実現などにおいて、銀行界が積極的な役割を果たすことを求められるなか、税会不一致を解消し、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの頑健性・信頼性を一層向上させる観点から、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することが重要である。現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、このような税会不一致による繰延税金資産の発生は、金融機関による積極的なリスク・テイク促進や金融機関の自己資本の強化等の観点から課題となることから、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認めることが重要である。

包括的にこれらの対応を行うことが難しい場合には、特に過去の貸倒損失実績と現行の損金算入割合との間に乖離がある、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げることを中心に、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを検討すべきである。

- ② 欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化によるキャッシュフローの改善を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、生産性向上やカーボンニュートラルの実現に向けて、企業における積極的な設備投資等が求められている中、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。

しかしながら、現行の繰越控除制度では、大法人等に適用される各年度の控除限度額は所得金額の50%に制限されており、企業にとって十分な措置とは言えないことから、控除限度額の制限の撤廃を要望する。

また、わが国の繰戻還付制度は、2026年3月末まで適用が停止されているが、法律の規定どおり適用を再開すべきである。

さらに、繰越控除および繰戻還付のいずれの期間についても、欧米並みに無期限化または延長すべきである。

(13) 銀行等の破綻処理の迅速化・多様化に資する税制措置

- | |
|--|
| ○ 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税について、非課税措置を恒久化または延長すること。 |
|--|

協定銀行（整理回収機構（RCC））について、破綻金融機関・保険会社等や、承継銀行・保険会社、特定承継金融機関等から、その不動産を取得する際の不動産取得税の非課税措置が、2025年3月末で期限を迎える。

協定銀行は、預金保険機構の100%出資子会社として、預金保険機構と各法に定める業務に関する協定を締結し、協定に定められた業務を行うものであり、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。

本非課税措置は、金融機関の破綻処理等を行う際、協定銀行に、破綻金融機関等の事業の譲受け等および資産の買取りを行わせることにより、円滑な破綻処理等を進めようとするものであり、以下の点を踏まえ、金融システムの安定確保に向けたセーフティネット機能の十全な発揮を確保する観点から、本非課税措置の恒久化または延長を要望する。

- ・ 協定銀行が行う破綻金融機関等の事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、強い公共性を有していること。
整理回収を専門的に取り扱う協定銀行が行うことにより、破綻金融機関等の再生や資産の整理回収を強力かつ効率的に行うことができること。
- ・ 平成15年度以降の協定銀行による不動産の取得実績はないものの、上記のとおり、今後金融機関の破綻が生じた際には、その処理等に伴う不動産取得が行われることが十分想定されること。
- ・ 本措置の恒久化により、手続きの予見可能性を高め、安定性を確保することによって、迅速かつ円滑な破綻処理が図られる必要があること。

＜社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化＞

(14) 組織再編税制の拡充等

- ① 海外支店の現地法人化に伴う海外支店を対象とした組織再編に係る組織再編税制の見直しを行うこと。

現行の「組織再編税制」は、課税が合併、会社分割、株式移転、現物出資といった組織再編を妨げることがなく、企業の柔軟な組織再編を可能とするため、平成13年度税制改正において導入され、その後も社会情勢の変化に応じて随時見直しが行われてきた。

銀行界においても、国内において持株会社の設立や合併などの組織再編が行われる一方、海外においても、現地における規制の見直しにより、海外支店の現地法人化が求められる場合もあり、組織再編も多様化している。海外における円滑な組織再編を促進するため、組織再編税制について、見直しを行うべきである。

具体的には、海外現地法人に、従前から存在していた海外支店の資産等を承継させ、現物出資を行ったタイミングで、本店が本支店勘定を債権として取得した場合、当該債権の取得が譲渡対価とみなされ、適格現物出資の「株式のみ交付要件」を満たせないケースがあることから、実態としてグループ内の組織再編と認められる場合には、「株式のみ交付要件」に抵触しないよう見直しを行うことを要望する。

- ② 株式交換等に含まれる、いわゆるスクイーズアウト時の税制適格要件を緩和すること。

平成29年度税制改正においては、少数株主が存在する子会社を完全子会社化するいわゆるスクイーズアウトを含む株式交換等についても、「組織再編税制」に組み込まれ、税制適格要件を満たす必要が生じているが、持分100%未満の不振子会社を整理する場合、少数株主のエグジットかつ事業終了を前提とした合併やスクイーズアウトは、事業継続要件が充足されず税制非適格再編となり、含み損益への課税が発生する。

すなわち、このような場合には、少数株主が0.1%でも存在した場合、含み益課税を回避できないことから、事業構造改革促進に向け、税制適格要件を緩和することを要望する。

③ 一般事業法人の海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損の計上を認めること。

一般事業法人が海外から撤退する場合、現地子会社の債権・債務を本邦本社から資金支援を受けて整理することがある。現地子会社が本邦本社の資金援助により増資した場合、本邦本社が保有する当該現地子会社の株式の評価損が、本邦本社において損金不算入となるおそれがあり、再編の阻害要因になる。

このため、海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損計上を認めることを要望する。

(15) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

○ 受取配当等の益金不算入制度について、非支配目的株式等の益金不算入割合の引上げを行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の国際的な競争力を高める観点から、2015年度および2016年度の税制改正において法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

このなかで、受取配当等の益金不算入制度については、平成27年度税制改正において、新たに「非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）」という区分が設けられ、同区分に該当する株式等の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられた。しかしながら、この割合は、米国等主要国における同様の制度と比較して、極めて低いものとなっており、二重課税の防止という本来の制度趣旨が徹底されているとはいえないものとなっている。

二重課税防止や国際的な競争力強化の観点から、非支配目的株式等の益金不算入割合について、引上げを行うことを要望する。

以 上

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 千代田区丸の内 1-3-1

電話 (03) 3216-3761(代)